

## 会議録（平成25年度第3回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成25年9月5日（木） 午後1時30分～午後4時00分
- 2 場 所 愛知県自治センター会議室B
- 3 出席者  
（委員）梅原委員、加藤委員、千家委員、田中委員、柘植委員、長谷川委員、中村委員、吉永委員  
（県建設部）川崎建設部技監、河川課長、公園緑地課主幹、建設企画課主幹 他  
（県農林水産部）農林検査課主幹 他
- 4 会議次第
  - (1)開会
  - (2)議事
    - ① 第2回委員会議事録の確認について
    - ② 第4回委員会審議対象事業の抽出について
    - ③ 対象事業の審議  
【再評価】河川事業、都市公園事業
  - (3)閉会

## 1 第2回委員会議事録の確認について

特に意見なし。

[結論] 了承する。

## 2 第4回委員会審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業の概要について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員] 対象事業8件から7件を抽出、1件を除外する作業を行う。

7番、8番は事後評価で、港湾事業と海岸事業が各1件であるため、まず、この2件を残す。

1番から6番は再評価で、全て交通安全対策事業である。事業内容を見ると、3番が唯一、交差点改良を含む事業であるため、3番を残す。

残りの5件の中から1件を除外することになるが、いずれも類似性の高い事業である。そこで、進捗率をみると、2番の名古屋豊山稲沢線が87%と最も高く、かつ、事業費も7億円で最も低いという点に着目し、2番を除外することを提案する。

したがって、再評価の内、2番を除く5件と、事後評価の2件、トータル7件を抽出することを提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

## 3 対象事業の審議

### 【再評価の審議】

#### (1) 河川事業

##### ①河川事業の費用対効果算出方法について

河川課から説明。

特に意見なし

##### ②河川事業：1)御津川水系、2)西田川水系、3)二の沢川、4)広田川・砂川・占部川の審議

河川課から説明。

[委員] プレゼン方法について、まずパワーポイントの文字が小さく見づらかった。また、手元の資料で確認しようとしても、どの資料のどこのページを見たらいいかわからなかった。次回以降、プレゼン方法について工夫してもらいたい。

[県] 今後、プレゼンの方法について改善を図っていきたい。

[委員] 事業目標の考え方について教えていただきたい。中小河川改良事業は、年超過確率に基づく雨量に対して安全に流下させることを目標としているが、床上浸水対策特別緊急事業については、既往最大の雨量に対して、床上浸水被害の解消となっている。どのような違いがあるのか。

[県] 中小河川改良事業では、年超過確率1/5や1/10といった確率規模の降雨が流域全体に均等に降った場合、浸水被害がほとんど出ないように改修事業を行っている。床上浸水対策特別緊急事業については、実際にあった降雨に対して再度同じ降雨があったときに危険な状態とならないように、床上浸水被害を解消することを目的として整備をしている。国土交通省の審査により特別に採択された事業で、全国的に見ても数箇所しか実施していない事業である。

[委員] 御津川水系の評価調書の既往浸水実績（P. 2の表1）にあるように、時間雨量や総雨量と浸水被害実績に逆転現象が見られる。なぜこのような浸水実績となるのか。

[県] 時間雨量は、観測所がいくつかある中で最大の値を採用している。浸水被害が市街地であれば浸水戸数は多くなるが、農地等であれば浸水戸数は少なく、逆転現象が起こることもある。流域に均等に雨が降った場合を除いては結果にバラツキがある。

[委員] 御津川水系の資料で、昭和62年から平成9年にかけて10%近く山林が減っていて、平成9年から平成18年にかけては山林が増えている。この間、具体的に流域の土地利用でどのような変化があったのか。

[県] 昭和62年から平成9年の間に御津川流域の上流部において山林が開発されゴルフ場が整備された。当時の資料ではゴルフ場を農用地として評価していたが、今回算出した平成18年と平成21年のデータは、ゴルフ場の評価を山林とその他として分類し評価しているため、そのような結果となっている。

[委員] 二の沢川では土地利用変化の図が添付されていないのはなぜか。

[県] 二の沢川では河川整備計画が未策定であるため、そのようなデータ整理ができていないが、今回の再評価にあたり最低限必要となる宅地面積の割合の

み算出し評価を行っている。

[委員] 河川整備の検討にあたっては、流域の土地利用状況を把握することは必要なことであるため、参考でも示した方がよい。

[委員] 御津川水系、西田川水系では、用地の進捗率が低いですが、今後の事業進捗の見込みに特に問題ないという評価はやや楽観的ではないか。

[県] 西田川水系では、今までに行った工事は橋梁工事が主であった。そのため、用地買収はあまり必要としないが工事費は大きいため、工事と用地の進捗率がアンバランスとなっている。御津川水系では、今後上流にかけて護岸整備を進めていくうえで、用地買収が必要となってくる。今後必要となる用地については、ある程度取得の見込みがたっているため、そのような評価としている。

[結論] 御津川水系、西田川水系、二の沢川、広田川・砂川・占部川の対応方針（案）については、了承する。

## **(2) 都市公園事業**

### **①都市公園事業に係る費用対効果算出手法について**

公園緑地課から説明。

特に意見なし

### **②都市公園事業：5)大高緑地、6)小幡緑地、7)牧野ヶ池緑地の審議**

公園緑地課から説明。

[委員] 3事業に共通したことであるが、事業の期間がどうしてもこのくらいの期間になるのか理解し難い。もう少し事業進捗を早く進めることができないのか。今までの経緯を見ると、例えば大高緑地の資料に、事業の進捗表があり、事業認可が昭和27年から始まって変更認可が18回、19回。こういう事業計画の変更による延長というのが、ごく普通に行われるのはどうなのか。むしろそういったところを評価する必要があるのではないか。

また、事業の進捗はいずれもB判定(一定の期間等を要すれば解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる)であるが、用地買収がそれだけ困難であるのなら本当にBで良いのか。用地の買収状況データなどの情報がないと、どうしてもこんなに時間がかかるのか分らない。他の事業と比較してあまりに長いので、どうして違うのかの教えてほしい。

[県] 大高緑地と牧野ヶ池緑地については、用地取得が難航しており、数名の方の買収が困難であるため、前回の再評価から5年間、この2緑地については、用地取得が基本的には進んでいない。代替え地等の条件が厳しいということはあるが、事業に反対という訳ではないので、条件整理等して用地取得に努めていきたいと考えている。

小幡緑地については、全体計画面積が大きいいため事業費が相当残っており、ゴルフ場と池を除いて未供用面積が56.1haある。この内約8割が買収済みで、毎年用地取得を進めている。ただ、事業費が十分に投入出来ていないため、若干遅くなっているが、あと10年程度で施設整備を完了したいと考えている。

[委員] 大高緑地と牧野ヶ池緑地は地権者の段階で全然進まないということであるが、だとすると、評価はBでいいのか。阻害要因解決困難で事業進捗の目処が立たないということに近いのではないのか。

小幡緑地は、面積というよりむしろ、地権者の数が重要になってくる。しかもこれから市街地の住宅地がある。そうすると単純に面積の話よりも地権者の数が、むしろ重要ではないか。

[県] この5年間で評価すると進んでいないというご指摘については、現実には用地交渉を行って、相手との条件整理をしているところであるため、この期間内になんとか完成できるということで、Bとしている。

また、小幡緑地の権利者の数は確かに多いが、事業年数で考えればそれ程多くないため、用地交渉の遅れが残り権利者の多さに起因しているわけではないと考えている。

[委員] Bと判定するためには、一定の期間を要すれば解決できる見通しがあるということだが、具体的に何年と考えているのか。ある程度の見込みがなければ判定基準が非常に曖昧になる。

[県] 用地交渉なので、見込みは非常に話しにくい部分であるが、あるきっかけで進むということが十分にある。C(事業進捗の目処がたたない)と判定する状況ではないので、Bと判定している。

[県] 一定期間を要すれば解決できるということで、評価書の3ページに今後の事業計画を示してBという判断をしている。また、C判定は、全く地権者と交渉できないような目処が立たない状況の場合に選択するが、ここでは、事業自体には反対でなく買収の条件ということであるため、B判定が妥当であると考えている。

[委員] 大高緑地の子供広場と駐車場の所は、まだ買収出来てないということか。私もたまに利用するが、そういう所があるとは分からなかった。

[委員] 別に誰も不便を感じていなければ、やめてもいいのではないか。5年間に全く進捗しなかったら、もう評価としては(継続)できないということになるのではないか。

[県] 大高緑地については、広域防災拠点という公園の性格からも、ぜひこの部分は取得して整備を進めていきたい。5年間全く進捗していないわけではなく、先ほどの用地取得が困難な方と交渉を行った結果、国道302号からの進入路に関しては、協力をいただいて用地を取得している。

牧野ヶ池緑地については、池を周遊する散策路が途切れており、それを繋ぐために事業を進めている。

[委員] 通常、事業に協力いただけない場合、その土地を避ける検討をするが、計画変更は行わないのか。また、園路を繋ぎたいということであれば、もう少し事業のスピードを上げることは出来ないのか。

[県] 計画変更については、周囲が完全に市街化しており、今の部分だけしか一体として整備できない状況である。

[委員] 公園内の用途の再配分は考えられないのか。必ずしも全て完成しなくても、少し欠けていても仕方ないのではないか。そういう見直しを含めて評価すべきではないか。

[委員] 大高緑地について、事業期間が長くなっていることに関連して違和感のある箇所がある。評価調書2ページに事業の必要性の変化という項目があり、評価がA(事業着手時に比べ必要性が増大)となっている。Aとする理由は、事業着手時より環境問題や防災問題で県民ニーズが増えているからとされている。ただ、再評価を前回平成20年にしており、その時点では阪神淡路は既に発生していたし、COPシリーズはずっと前から始まっており、環境問題は世界中に認識されていた。

50年を越える長い事業であるため、事業着手時点と比較してA(必要性が増大)とすることについて、評価の運用の仕方として違和感がある。これだけ長くかかっているのに、事業計画を変更して終息させるという必要性がないかという観点を含めて検討が必要ではないか。

[県] あまりにも事業期間が長いという点は、公園事業を非常に広い面積で事業計画を立てていることにもつながるが、ある程度エリアを切って評価していくことも必要ではないかという議論もある。こうした事業の評価については、今後、事務局でも検討していく。

事業の必要性の変化を A 判定とする点については、評価実施要領の上では事業着手時との比較としており、3. 1 1 の発生や、環境への意識の変化もあるので、着手時との相対的評価という点では、A で良いと考えている。

[委員] 地震時・災害時のリスクは、昨今、従来の評価よりも大きくなっており、防災面での需要は極めて大きいと思う。環境問題についても、京都議定書の議決からも変わってきており、そういった社会情勢をふまえた判定 A については、特に異論はありません。

異論はないが、用地買収に時間がかかっていることは不本意である。また、用地買収を行政が放棄して、ここをデベロッパーが開発してしまうのは、地域の発展のためには望ましくないと思う。ここを行政が防災として活用できる広域空地の一環として、権利を持っておくということが多分一番大事だと思う。このようなことをきちんと議論できるような材料を用意して、ポテンシャルを示してもらえれば、皆さんがスムーズに納得できるかと思う。

[委員] この審議については5年間の進捗状況が良く分からないので、次回、用地買収の状況をもう一度説明していただいて、再審議ということにしたい。

[委員] 現在、このような大規模な公園の防災拠点としての必要性が非常に高まっているので、防災時の公園の使い方について具体的な説明をする必要があると思う。

防災便益を計算式に入れて計算すればよいというものではなく、防災時の青写真をふまえた議論すれば、必要性がアピールできるのではないか。次回、ぜひ防災計画の青写真に踏み込んだ必要性の主張をお願いしたい。

[県] 今回のご意見をふまえ、前回再評価時から現在までの状況、それを踏まえた今後の見込みについてと、公園の多面的な機能について、特に防災上の役割を残用地も含めて、次回の委員会で再説明を行うことをお願いしたい。

[結論] 大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地については、継続審議とし、次回、再説明を行うこととする。

以上